

神奈川県立よこはま看護専門学校ハラスメント等の防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本校におけるハラスメントや暴力等の防止及び排除並びにこれらに起因する問題が生じた場合の対応（以下「ハラスメント等の防止」という。）に関し必要な事項を定めることにより、本校の学生等の良好な修学環境を維持することを目的とする。

なお、教職員は、この規程のほか、神奈川県が定めた「神奈川県の職場におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する指針」、「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」及び「神奈川県の職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する指針」を遵守するものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント等

個人の尊厳と人格を侵害する言動によって、修学等に不利益や損害を与えることをいい、次号から第4号までに掲げるものを含むが、これらに限られるものではない。

(2) セクシュアル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的な言動のことをいう。性的な関心・欲求に基づくもの、性別による差別意識に基づくもの、性的志向に関する偏見に基づくものなどがある。

(3) パワー・ハラスメント

職務上の地位などを不当に利用して、相手の人格と尊厳を侵害する言動を行い、精神的・身体的苦痛を与えることをいう。

(4) アカデミック・ハラスメント

教職員が職務上の地位などを不当に利用して、他の教職員や学生に対して不適切な言動を行い、教育、研究、就学等に関する不利益や、精神的・身体的苦痛を与えることをいう。

(5) 暴力等

相手に傷害を負わせる身体的な暴力や、暴言等により相手の人格を否定する精神的な暴力をいう。

(教職員及び学生の責務)

第3条 教職員及び学生は、この規程及び別に定める「神奈川県立よこはま看護専門学校ハラスメント等の防止に関するガイドライン」に従い、ハラスメント等を行ってはならない。

(校長の責務)

第4条 校長は、ハラスメント等に起因する問題が生じた場合は、教職員間に情報を共有させるとともに、迅速に適切な対処を行うよう教職員に指示する。

2 校長は、教職員及び学生に対し、ハラスメント等を防止するための啓発に努める。

(所管組織)

第5条 ハラスメントの防止・排除に関する事項は、リスク管理会議が所管する。

(所掌事務)

第6条 リスク管理会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) ハラスメントの防止指針に関すること
- (2) ハラスメントの相談に関すること
- (3) ハラスメントの調査に関すること
- (4) ハラスメントの防止に関する啓発及び研修に関すること
- (5) その他ハラスメントの防止・対策に関し必要な事項

(相談員)

第7条 ハラスメント等に係る相談に対応するため、相談員を置く。

2 相談員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副校長
- (2) 看護科長
- (3) その他校長が必要と認めた者

3 相談員は、ハラスメント等に係る相談を受けた場合、事実関係を確認し、相談者に指導、助言等を行うとともに、直ちにリスク管理会議へ報告する。

(リスク管理会議の任務)

第8条 リスク管理会議は、前条の報告を受けた場合において、当該問題を適切かつ迅速に解決するため、必要に応じて次の対応を行うことができる。

- (1) 事実関係の確認
- (2) ハラスメントの有無、相談者への救済措置、再発防止措置、行為者への対応等に関する審議
- (3) 行為者に対する注意又は指導

(相談者への救済措置)

第9条 校長は、リスク管理会議から救済措置の報告を受けた場合、報告に従って相談者に対して必要な措置を講じる。

2 第1項でいう必要な措置は、次に掲げるものをいう。

- (1) 行為者から相談者への謝罪
- (2) 相談者の修学環境の確保
- (3) 相談者と行為者を離すための担当変更
- (4) 相談者のメンタルヘルス支援
- (5) その他相談者と行為者の間の関係改善に向けての援助

(守秘義務等)

第10条 ハラスメント等に起因する問題に携わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 教職員は、ハラスメント等に対する相談、当該相談に係る調査への協力その他ハラスメント等に関して正当な対応をした教職員及び学生に対し、そのことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

(二次被害の防止)

第12条 教職員は、ハラスメント等に対する相談、当該相談に係る調査への協力その他ハラスメント等に関して正当な対応をした教職員及び学生が、そのことを理由に報復、妨害など

の二次被害を受けることの無いよう適切に対処しなければならない。

2 前項における報復等の行為も、ハラスメント等として本規程を適用する。

(ハラスメント等に対する措置)

第 13 条 ハラスメント等の事実が確認され、処分等が必要であると判断される場合は、校長は、処分等の対象者が、教職員の場合は人事課が定める懲戒処分の指針等、学生の場合は神奈川県立よこはま看護専門学校学則第 37 条等に基づき必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。